

令和3年度

定期監査（工事）報告書

（坂下橋下流護岸災害復旧工事）

あきる野市監査委員



あ監発第43号
令和4年2月24日

あきる野市長 村 木 英 幸 殿

あきる野市監査委員 影 山 守 彦
あきる野市監査委員 子 籠 敏 人

令和3年度定期監査（工事）の結果について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査（工事）を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告書を別紙のとおり提出します。

なお、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定によりその旨を通知願います。

第1 監査の概要

1 監査の区分及び根拠法規

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査

2 監査の対象

坂下橋下流護岸災害復旧工事

工事担当課 都市整備部建設課

3 監査の期間

令和3年12月6日から令和4年2月22日まで

説明聴取・現地調査日 令和4年1月19日

4 監査の方法

当該工事に係る事業目的・背景、計画、設計、積算、契約、施工、設計変更、監理・検査及び現地施工について、その妥当性、公正性、適正性、経済性、公平性を判断するため、技術調査委託した「公益社団法人 大阪技術振興協会」の技術士とともに、関係職員、工事請負業者から書類及び聞き取り調査を実施した。また、現地において諸揭示物、現況、書類及び聞き取り調査を実施した。

第2 工事の概要

1 工事場所

あきる野市三内地内

2 工事内容

【護岸工事】

土工 一式

化繊カゴ枠設置工 117 m²

樹木伐採処分工 一式

仮設道路工 一式

交通管理工 一式

【道路拡幅工事】

土工 一式

間知ブロック積工 117 m²

U型溝工 27.8m

アスファルト舗装工 157 m²

区画線工 29.1m

交通管理工 一式

3 入札方式 一般競争入札（総合評価方式）

4 工事請負業者 株式会社 フジワラ技建

- 5 設計委託業者 株式会社 アース設計コンサルタント
- 6 施工監理委託業者 自主監理（都市整備部建設課）

- 7 工事費設計金額 49,464,800 円（消費税含む。）
 予定価格 49,464,800 円（消費税含む。）
 請負金額 45,980,000 円（消費税含む。）
 落札率 92.95%
- 8 工事期間 令和3年10月15日～令和4年3月25日
- 9 工事進捗率 計画出来高68.5% 実施出来高63.0%（令和3年12月末現在）
- 10 入札年月日 令和3年10月13日
- 11 契約年月日 令和3年10月14日
- 12 財源比率内訳 地方債100%
- 13 履行保証及び前払金保証 東日本建設業保証株式会社の保証による。

第3 工事技術調査の概要

1 事業目的・背景について

令和元年10月に発生した台風19号の影響により被害を受けた斜面及び護岸の補修を行う。令和2年度に測量及び設計を行い、令和3年度において復旧工事を実施する。

2 計画について

(1) 工事施工決裁

執行伺書について、あきる野市事案決定規程に基づき適正に承認されている。

3 設計について

(1) 設計基準等

当該設計は「河川構造物設計基準（平成27年4月版）東京都建設局」「土木材料仕様書（平成30年版）東京都建設局」等の最新版を根拠としている。

(2) 特記仕様書

東京都の特記仕様書記載例を参考に作成されている。

(3) 設計図

特に問題はない。

(4) 工期設定

工事種別により必要日数を算定している。

4 積算について

(1) 積算基準

積算に使用した積算基準及び積算資料について、根拠となる関係資料は以下に示すとおりである。

- ア 積算基準（河川・公園編） 令和2年10月 建設行政協議会
- イ 国土交通省土木工事積算基準 令和2年度版 建設物価調査会
- ウ 建設物価 令和3年7月 建設行政協議会

(2) 照査

積算書の照査は、施工決裁時に建設課長、建設課維持補修係長等の複数名により行っている。

5 契約について

(1) 入札方式

入札方式は、一般競争入札（総合評価方式）によって行われた。

(2) 入札の内訳

申込者2者、入札者1者、辞退1者であった。

(3) 予定価格

予定価格の作成及び決定は、あきる野市契約事務規則第16条及び第17条、最低制限価格の決定は、同規則第29条に基づき適正に行われている。最低制限価格は、あきる野市工事請負契約最低制限価格設定基準に基づき算出されている。

(4) 契約保証金及び前払金保証

契約保証金は、あきる野市契約事務規則第48条及びあきる野市契約保証に関する事務取扱要領に基づき適正に行われている。また、前払金保証は、東日本建設業保証株式会社の保証書が提出されている。

(5) 監督員通知書

令和3年10月15日に交付されている。

6 施工及び施工管理について

(1) 諸官庁への手続き

崩落した斜面の樹木林は保安林に指定されていない。また、護岸について河川管理者から条件は付されていない。

(2) 法令遵守

道路使用許可条件を遵守し、施工している。

(3) 施工図書に基づく施工

プロセスチェックにおいて確認している。

(4) 施工計画書

工事記録写真撮影計画が含まれていないが、別途承諾願いで提出されており、特に大きな問題はない。

(5) 材料検査

工事請負業者から使用する材料の申請書が提出され、品質、形状等を確認した上で受領している。

(6) 安全管理

安全管理計画に基づいて行われている。

(7) 進捗状況

令和3年12月末において、計画出来高68.5%に対し、実施出来高は63.0%となっている。

7 設計変更について

(1) 設計変更

現在のところ、設計変更に係る協議は行われていない。

8 工事監理及び検査について

(1) 工事資材の検査

工事請負業者の求めに応じ、品質、形状等が適切であるかについて、検査を行っている。

(2) 施工の確認

プロセスチェックにおいて確認している。

9 現地施工について

(1) 現地の状況

作業員はコミュニケーションが良く指導されており、作業も丁寧に行っている。

(2) 掲示物

広報板は護岸工事と道路拡幅工事の場所にそれぞれ設置されており、地域住民への周知に努めている。表示については、労災保険関係成立票、建設業登録票、施工体系図、建設業退職金共済加入者である標識が適正に掲示されている。

第4 監査の結果

今回、全体的に良好に工事が執行されており、特に大きな指摘事項はなかったが、改善等を行うべき事項があることから、今後の同種工事に活かすよう要望する。以下に、改善要望事項等を列挙する。

1 事業目的・背景について

災害復旧工事においては、工事の必要性に疑義のないよう、被害状況を明確に反映した写真及び文書が必要であることから、今後はより詳細な被害状況報告の作成に努められたい。

2 特記仕様書について

(1) 仮設工について

参考図において護岸工事仮設工事が示されているが、仮排水工の記述がない。今後、より丁寧な説明に努められたい。

(2) 施工計画書について

施工計画書の記述については特に問題ないが、特記仕様書において記載を求めている事項は、発注者の意図を受注者が正しく理解していることに特に意を用いて確認し、今後一層の事業者への適切な指導監督及び育成に努められたい。

3 進捗状況について

調査時点で若干の遅れが生じているが、今後更なる遅延が発生した場合、直ちに発注者と受注者で、対応について協議されたい。

4 その他

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について、特記仕様書に記載されているところであるが、未だ感染症の収束の見込みが不透明であることから、今後発注する工事の特記仕様書においても同様に記載し、受注者に対し引き続き注意喚起を図るよう努められたい。